

35法第302号

平成5年7月2日

南日本酪農協同株式会社
代表取締役 木之下利夫 殿

都城税務署長 中 田



リキュール類製造免許通知書

平成5年3月12日付で申請のあった宮崎県都城市高木町5282番地（別紙図面記載のリキュール類製造場の位置）のリキュール類製造免許については、下記条件を付けて平成5年7月2日付で免許しましたから、酒税法第21条の規定により通知します。

なお、下記条件は、酒税保全上酒類の需給の均衡を維持するために付けるものです。

記

製造するリキュール類は、ホエーアルコール液（チーズホエー、脱塩ホエー粉末、乳酸菌及び酵母を原料として製造したもの）、クリームを用いたミックス液（クリーム、糖類、カゼインナトリウム、大豆レシチン等を原料として製造したもの）、原料用アルコール、ラム原酒、ウイスキー類、香味料及び着色料を原料としたものに限る。